

第773回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和3年4月12日(月) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和3年4月12日(月) 午後2時
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員の番号及び氏名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|------|
| 2 | 立崎 京子 | 4 | 川嶋 敏明 | 5 | 一戸 実 |
| 7 | 新堂 政登 | 8 | 千葉 準一 | 9 | 中村 均 |
| 10 | 北澤 邦彦 | 11 | 浦田 秀人 | 12 | 種市 廣 |
| 13 | 宮古 久光 | 14 | 古田 武信 | | |

5. 欠席した委員の番号及び氏名

1 佐々木 和枝 3 月館 啓三 6 門上 牧夫

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 小島 一人
次 長 山本 誠
係 長 小比類巻 浩

- 会議書記・・・主 事 熊野 健太

7. 議 案

- 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 【議案第2号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 【議案第3号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 【議案第4号】農地転用許可申請に係る意見について
- 【議案第5号】三沢市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

議事の概要

事務局 ただ今より、令和3年4月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第773回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全11名で、3名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお欠席となるのは、1番 佐々木 和枝 委員、3番 月館 啓三 委員、6番 門上 牧夫 委員でございます。また、本日は、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、会場設営の都合により、推進委員への出席依頼はしておりません。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 4月に入り、委員の皆さんにはご多忙のところ、第773回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。新しい年度に入りまして、人事異動により、事務局体制も4名転出の3名転入ということで職員1名減となりましたが、過去に在籍経験のある小島事務局長をはじめ、山本次長、熊野主事ともに、農地関係にそれぞれの部署で関わる経験をされての異動ということもあり、期待をしているところでもあります。コロナの収束も未だ見通せない状況ではありますが、委員の皆さんと共に新たな気持ちで農業委員会活動に邁進してまいりたいと思いますので、なにとぞご協力のほど、よろしく願い申し上げまして、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。
それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め
 2番 立崎 京子 君 ・ 4番 川嶋 敏明 君
 を指名いたします。
 参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。
 次に会期の決定を行います。
 お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、
 ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。
 議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告
 願います。

局 長 それでは、2 ページをお開き願います。
 報告第1号のうち、初めに3月11日から4月12日までに行いました
 主な業務についてご報告いたします。
 3月24日に、三沢市農地利用最適化推進委員補充候補者選考委員会が
 開催されております。
 3月26日に、青森県農業会議臨時総会が書面決議にて行われております。
 4月7日に、第773回総会の議案検討会を開催しております。
 4月12日（本日）、第773回総会を開催しております。
 次に、3月の事務処理状況についてご報告いたします。
 3条、権利の移転につきましては、市の関係が2件の8,526平米でした。
 3条の3第1項、相続の届出は8件で、4万9,669平米でした。
 転用につきましては、4条の案件が1件の390平米で、5条の案件が1件
 の1,254平米でした。
 貸借の解約は6件で、3万8,615平米でした。
 内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。
 特定農地貸付は1件で、5,692平米でした。
 以上、ここまでの合計は19件で、10万4,146平米となっております。

ります。

次に、あっせん委員会は、案件がありませんでした。

利用権設定等促進事業の利用権設定が2件で、畑が1万8,149平米、
所有権移転が4件で、田が3万3,628平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が7件で、田が3万4,
706平米,畑が1,900平米でした。

適格者等証明は、案件がありませんでした。

現地調査につきましては2件で、内容につきましては、報告第3号で説
明させていただきます。

土地の開墾届、非農地証明につきましては、案件がありませんでした。
続きまして、4月13日から5月10日までの主な業務計画についてご
説明いたします。

4月15日に、青森市にて開催予定の、青森県農業委員会職員協議会監
査及び役員会並びに令和3年度地区農業委員会連絡協議会事務局長会
議に、私が出席予定となっております。

4月22日に、十和田市にて開催予定の、令和3年度上十三地区農業委
員会連絡協議会総会に、会長と私が出席予定となっております。

5月7日に、第774回総会の議案検討会を予定しており、また同日、
青森市にて開催予定の、県農業者年金協会役員会に、会長が出席予定と
なっております。

5月10日に、第774回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたしま
す。

番号1は、春日台2丁目の畑1筆、1,462平米で、当該農地を処分するため解約を行ったものであります。

番号2は、字前平と字流平の田2筆と畑4筆の計1万2,900平米で、借り人を変更するため解約を行ったものであります。

番号3は、字庭構の田2筆1万3,952平米で、当該農地を贈与するため解約を行ったものであります。

番号4は、字流平の田3筆5,815平米で、当該農地を売買するため解約を行ったものであります。

番号5は、大津1丁目の畑1筆1,559平米で、当該農地を売買するため解約を行ったものであります。

番号6は、字淋代平の田1筆2,927平米で、貸手の都合により解約を行ったものであります。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました2件について、現況調査を行っております。

番号1、字堀口の田2筆465平米で、3月11日に種市委員、佐々木委員、月館推進委員が調査を行った結果、当該地は倉庫が建っており、平成6年に転用許可済みの宅地であることから、非農地である旨回答しております。

番号2、字堀口の畑1筆330平米で、3月29日に門上委員、宮古委員、沼山推進委員が調査を行った結果、当該地は周囲を住宅に囲まれていて、過去に造成された形跡はあるが、現在建物等は建っておらず更地となっており、平成2年転用許可済みの宅地であることから、非農地で

ある旨回答しております。

次に、5ページをお開き願います。

報告第4号 農地転用の許可不要案件についてご説明いたします。
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請が不要である案件として、事業者から任意の届出がありました、番号1の、岡三沢7丁目の畑1筆1,574平米の内、0.113平米につきましては、携帯電話用無線基地局アンテナコンクリート柱の敷地に供するもので、根拠法令により許可不要の賃貸借転用となっております。

次に、6ページをお開き願います。

報告第5号 農地転用許可申請に係る副申の取下げについてご説明いたします。

令和2年4月10日付け及び令和2年5月1日付けで青森県知事へ行った農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請に係る副申について、当該案件に係る都市計画法に基づく開発行為の事前協議が整わず、農地転用許可基準を満たしていないことが明らかとなったことから、申請者との協議・了承のうえ、当該副申を取り下げたものであります。

私からの報告は以上でございます。

議長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議長 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは7ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は7件です。

所有権の移転について、番号1、庭構の田7筆、18,090㎡を基盤法の売買による所有権移転です。

価格は総額800万円、10aあたりで計算すると約44万円になります。

場所は六川目集落から西に1kmにあります。

番号2、淋代平の田7筆、18,796㎡の所有権移転です。

価格は10aあたり35万円、総額で657万8,600円になります。

場所は清掃センターから南に800mです。

番号3と4、淋代平の田6筆と4筆、それぞれ10,079㎡と8,858㎡の所有権移転です。

価格は10aあたり30万円、総額でそれぞれ302万3,700円と265万7,400円になります。

場所は住友化学から北東に300、南東に400mです。

利用権の設定について、番号5、庭構の畑1筆、5,170㎡、賃貸借権を10年間の新規設定です。

場所は朝日集落から東に700mにあります。

番号6と7

堀口の田2筆と1筆、それぞれ3,713㎡と3,514㎡、使用貸借権を10年間の再設定です。

場所はユニバース堀口店から北に100m及び、堀口中学校から南に100mにあります。

現地確認につきましては宮古委員、門上委員、沼山推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

番号1から4、戸崎から庭構までの畑、合計6筆、22,680㎡を賃貸借権設定です。場所は、六川目集落から西に約1km、根井集落から東に約1kmに点在しています。

現地確認については宮古委員、門上委員、沼山推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてご覧ください。

今回の案件は4件です。

番号1、庭構の田2筆、13,952㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。

譲受人を審査した結果、耕作面積は13,952㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め3名です。

場所は、三沢地域環境保全組合から北に約800mの場所です。

番号2、堀口の田1筆、2,209㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。

譲受人を審査した結果、耕作面積は15,651㎡すべて耕作されてお

り、労働力については、申請者を含め2名です。
場所は、堀口中学校から西に100mの場所です。
番号3、六川目2丁目、戸崎の畑4筆、15,547㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。
譲受人を審査した結果、耕作面積は275,262㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め1名です。
場所はそれぞれ、プライフーズ(株)葛巻広行氏農場から東に約400mに2筆、南西に400mに1筆、株式会社プライフーズから北西に500mに1筆です。
番号4、大津1丁目の畑1筆、1,559㎡を知人間の売買による所有権移転の申請です。
譲受人を審査した結果、耕作面積は7,145㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め4名です。
場所は、(株)五日市石油店から北西に30メートルの場所です。
いずれも周辺農地への影響はないと思われます。
現地確認は 宮古委員、門上委員、沼山推進委員、同行のもと完了しています。以上です

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号、農地転用許可申請に係る意見について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開きください。

議案第4号、農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。
案件は、5条申請が1件です。
番号1、譲受人は、堀口三丁目の会社員の方です。
譲渡人は、宮城県遠田郡美里町のパートの方及び、上北郡七戸町のパートの方です。

対象となる土地は、字堀口の畑、1筆、248㎡、農地区分は、第3種農地となります。

権利区分は、売買による所有権の移転です。

転用目的は、宅地で、木造二階建の一般住宅1棟の建築で、建築面積は62.52㎡です。

事業費は、全体で4,000万円で、全額銀行からの融資による対応となります。

場所は、三沢市役所から東へ約1.0km、市立堀口中学校から北西へ約350mに位置し、周辺は住宅密集地となっており、用地地域（第1種低層住居専用地域）が設定されている区域であります。

周辺の農地等への対策として、生活排水は下水道に接続して処理し、雨水は敷地内自然浸透処理します。

北側と西側に隣接する農地との境には、コンクリート土留を設置するほか、敷地内は砂利敷、芝生植え込み、AS舗装により、土砂等の流出を防ぎます。

現地確認については、門上委員、宮古委員、沼山推進委員により、3月29日に完了しております。

以上のことを踏まえ、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。

以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第5号農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、三沢市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により、令和2年7月20日開催の第764回総会において、三沢市農地利用最適化推進委員6名の委嘱

について承認をいただいておりますが、推進委員1名の急逝に伴い補充選任が必要となったことから、所定の手続きに基づき本年1月に候補者を公募し、応募があった1名について、さる3月24日開催の三沢市農地利用最適化推進委員補充候補者選考委員会にて選考審議いただいた結果、番号1の駒澤慎氏を適任と認めるとの報告を受けたところであります。

つきましては、このたび推進委員補充候補者である駒澤慎氏を当委員会において三沢市農地利用最適化推進委員として委嘱することについて承認を求めるものであります。以上であります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古田委員 欠員時、欠員が1人であっても選考が必要なのですか？

事 務 局 選考しなくてはならないこととなっております。

議 長 その他にございませんか。無いようですので、議案第5号は、承認することに決定いたします。

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第773回総会を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 2 番 立崎京子

議事録署名者 4 番 川嶋敏明